

## だい しょう 第7章 DV (配偶者・恋人からの暴力)

1. 「暴力」にあたる行為とは？
2. 被害を受けたら、どこに相談すればいいの？
3. どんな支援が受けられるの？
4. 「デートDV」

パートナーや恋人からの暴力に悩んでいませんか。一人で悩まずお近くの相談窓口にご相談を。 | 暮らしに役立つ情報 | 政府広報オンライン (gov-online.go.jp) (2020年11月12日)

女性に対する暴力は決して許されるものではありません。結婚したことがある女性のうちおよそ「7人に1人」が、配偶者などからくり返し暴力をふるわれたり暴言を吐かれたりしたドメスティック・バイオレンス (DV) の経験がある、という調査結果もあります。命の危険を感じたという人も少なくありません。もしも暴力を受け、悩みを抱えているときは、一人で悩まず相談してください。



## 1. 「暴力」にあたる行為とは？

暴力とは、殴る蹴るなどの身体的暴力だけを指すではありません。人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせ、自分や家族に危害が加えられるのではないかといた恐怖を与えるような脅迫（心理的攻撃）、生活費を渡さない、外で働くことを制限する（経済的圧迫）、嫌がっているのに性的な行為を強要すること（性的強要）なども暴力です。

身体に対する暴力は被害者の身体を傷つけるだけでなく、命にかかわる危険もあります。

暴力を受けない状態になっても、暴力を受けていたときの恐怖が消えず、情緒

不安定になったり、PTSD（心的外傷後ストレス障害）になったりするなど、心の健康を害

してしまうケースもあります。



## DV行為の例

身体的暴行	殴る、蹴る 物を投げつける 身体を傷つける可能性のある物で殴る 刃物などを突きつける 髪を引っばる、突き飛ばす、首を絞める 熱湯をかける（やけどさせる）
心理的攻撃	大声でどなる、ののしる、物を壊す 何を言っても長時間無視し続ける ドアを蹴ったり、壁に物を投げつけたりして脅す 人格を否定するような暴言を吐く 暴力行為の責任をパートナーに押しつける 子供に危害を加えるといって脅す SNSなどで誹謗中傷する 交友関係や電話・メールを細かく監視する 行動や服装などを細かくチェックしたり、指示したりする 家族や友人との関係を制限する 他の異性との会話を許さない
経済的圧迫	生活費をわたさない デート費用など、いつもパートナーにお金を払わせる お金を借りたまま返さない パートナーに無理やり物を買わせる
性的強要	無理やり性的な行為を強要する 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる 避妊に協力しない 中絶を強要する

注：例示した行為は、相談の対象となり得るものを記載したものであり、すべてが配偶者

暴力防止法第1条の「配偶者からの暴力」に該当するとは限りません。

## 2. 被害を受けたら、どこに相談すればいいの？

まずは、以下にリンクした「配偶者暴力相談支援センター」などの身近な相談窓口にご相談  
を配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設一覧 (gender.go.jp)

内閣府の「男女間における暴力に関する調査」によると、このような配偶者からの暴力  
を受けながらも、「相談するほどのことではない」「自分にも悪いところがある」「自分さえ  
我慢すればいい」などと考えて、約4割の女性が誰にも相談していません。また、暴力を受  
けた女性の4割以上は、「子供がいるから」「経済的な不安があるから」などの理由で配偶者と  
別れたいと思いつつも別れなかったと答えています。

しかし暴力は、いかなる理由であっても、どんな間柄であっても、許される行為ではあ  
りません。暴力を受けた被害者を加害者から守るために、地域には配偶者暴力相談支援セ  
ンターや警察の相談窓口など、様々な相談・支援の窓口があります。暴力の被害から抜け出  
し、自分自身と子供を守るためにも、まずは、そうした身近な窓口にご相談してください。

### 「女性に対する暴力の相談窓口」を参照

配偶者からの暴力 (DV) についての相談	DV 相談ナビ #8008 (はれれば) 全国の配偶者暴力相談支援センター 各都道府県警察または各警察署の相談窓口
性犯罪に係る被害や捜査に関する相談	性犯罪に係る被害や捜査に関する相談 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター
いわゆる AV 出演強要問題・「JK ビジネス」問題等についての相談	相談内容に応じて様々な窓口があります。 各都道府県警察または各警察署の相談窓口

売春強要などについての相談

各都道府県の婦人相談所

人身取引に係る被害についての相談

各都道府県警察または各警察署の相談窓口

全国の地方入国管理局、同支局または出張所

各都道府県の婦人相談所

職場におけるセクシュアル・ハラスメントについての相談

全国の労働局雇用環境・均等部（室）

つきまとい、ストーカー行為の被害についての相談

各都道府県警察または各警察署の相談窓口

各都道府県の婦人相談所

各都道府県の男女共同参画センター

上記事柄やその他の女性に対する人権侵害についての相談

全国の法務局、地方法務局及びその支局の人権相談窓口

どこに相談したらいいかわからない場合は、<sup>そうだん</sup>内閣府の「<sup>わ</sup>DV相談ナビ」または「<sup>ばあい</sup>DV相談+（プラス）」<sup>りよう</sup>をご利用ください。<sup>ぜんこく</sup>全国どこからでも、<sup>そうだん</sup>相談することができます。

また、<sup>こくご ていご</sup>10か国語程度の<sup>がいこくご</sup>外国語による<sup>そうだん</sup>相談にも<sup>たいおう</sup>対応しているほか、<sup>そうだん</sup>相談の<sup>じょうきょう</sup>状況<sup>じょうきょう</sup>によっては<sup>めんだん</sup>Web面談<sup>おこな</sup>も行っています。



電話・メール

24時間受付

チャット相談 12:00～22:00



• <sup>せんもん</sup>専門の<sup>そうだんいん</sup>相談員が<sup>たいおう</sup>対応/

• <sup>あんぜん</sup>安全な<sup>いばしょ</sup>居場所も<sup>ていきょう</sup>提供/

• <sup>じかん</sup>24時間<sup>でんわ</sup>電話<sup>たいおう</sup>対応

• <sup>めんだん</sup>面談、<sup>どうこうしえん</sup>同行支援<sup>ちやくせつじっし</sup>などの<sup>ちやくせつじっし</sup>直接<sup>ちやくせつじっし</sup>実施

• 10か国語対応

3. どのような支援が受けられるの？

①加害者から逃れたい！

一時保護や自立支援のほか、加害者が近寄れないように保護命令を出すことも相談機関では、専門の相談員が悩みごとをよく聞いた上で、一緒に問題点を整理し、必要に応じて、専門の支援機関につなげるなど、解決するための支援を行います。配偶者からの暴力を防止、被害を受けた人を保護するための様々な施策を行うため、日本では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」に基づいて次のような支援を行っています。

• 一時保護

配偶者による暴力から逃れるためにどこかに避難したい方は、婦人相談所などで一時的に保護してもらうことができます。一時保護施設では、同伴した子供と一緒にしばらく安全に生活することができます。次のページ：婦人相談所一覧.xlsx (mhlw.go.jp)



• 自立支援

配偶者暴力相談支援センターでは、職業紹介や職業訓練、公営住宅、生活保護などの情報提供を行い、自立して生活ができるよう支援しています。

## ②加害者<sup>かがいしゃ</sup>を被害者<sup>ひがいしゃ</sup>から引き離<sup>ひ</sup>してほしい！

身体<sup>しんたい</sup>に対する暴力<sup>たいぼうりょく</sup> または生命<sup>せいめい</sup>などに対する脅迫<sup>たいきょうはく</sup> などを受けた被害者<sup>ひがいしゃ</sup>が、さらなる暴力<sup>ぼうりょく</sup> によって生命<sup>せいめい</sup>または身体<sup>しんたい</sup>に重大<sup>じゅうだい</sup>な危害<sup>きがい</sup>を受けるおそれ大きいときは、裁判所<sup>おおさいばんしょ</sup>に「保護命令<sup>ほごめいれい</sup>」を申し立てて、加害者<sup>かがいしゃ</sup>が近寄<sup>ちかよ</sup>らないようにすることができます。保護命令<sup>ほごめいれい</sup>には以下<sup>いか</sup>の種類<sup>しゅるい</sup>があります。

### 禁止命令<sup>きんしめいれい</sup>（期間<sup>きかん</sup>：6か月<sup>げつ</sup>）

加害者<sup>かがいしゃ</sup>が被害者<sup>ひがい</sup>の身辺<sup>しんぺん</sup>につきまったり、被害者<sup>ひがい</sup>の住居<sup>じゅうきょ</sup>、勤務先<sup>きんむさき</sup>などの付近<sup>ふじん</sup>をはいかいしたりすることを禁止<sup>きんし</sup>します。

#### ・被害者<sup>ひがい</sup>への接近<sup>しやせつ</sup>

#### ・被害者<sup>かがい</sup>の子<sup>しやこ</sup>または親族<sup>しんぞく</sup>などへの接近<sup>せつぎんし</sup>禁止命令<sup>めいれい</sup>（期間<sup>きかん</sup>：6か月<sup>げつ</sup>）

被害者<sup>ひがい</sup>本人<sup>しやほんにん</sup>のほか、被害者<sup>ひがい</sup>の子供<sup>こども</sup>や親族<sup>しんぞく</sup>など被害者<sup>ひがい</sup>と密接<sup>みつせつ</sup>な関係<sup>かんけい</sup>をもつ人<sup>ひと</sup>の身辺<sup>しんぺん</sup>につきまったり、住居<sup>じゅうきょ</sup>や勤務先<sup>きんむさき</sup>などの付近<sup>ふじん</sup>をはいかいしたりすることを禁止<sup>きんし</sup>します。

#### ・電話<sup>でんわ</sup>等<sup>なご</sup>禁止命令<sup>きんしめいれい</sup>（期間<sup>きかん</sup>：6か月<sup>げつ</sup>）

被害者<sup>ひがい</sup>に対する一定<sup>いってい</sup>の電話<sup>でんわ</sup>、電子メール<sup>でんし</sup>などを禁止<sup>きんし</sup>します。

#### ・退去命令<sup>たいきょめいれい</sup>（期間<sup>きかん</sup>：2か月<sup>げつ</sup>）

加害者<sup>かがい</sup>に対して、被害者<sup>ひがい</sup>と共に住む家<sup>ともすいえ</sup>からの退去<sup>たいきょ</sup>を命じます。

支援<sup>しえん</sup>について、詳しくはこちら

[配偶者からの暴力被害者支援情報](#)

配偶者からの暴力被害者支援情報 | 内閣府男女共同参画局 (gender.go.jp)

[配偶者暴力相談支援センター一覧](#)

[配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設一覧 \(gender.go.jp\)](#)

## 4. 「デート DV」

男女間における暴力は夫婦間だけで起きている問題ではありません。実は、恋人同士の間でも女性に対する暴力が起こっています。「男女間における暴力に関する調査報告書」によれば、交際相手がいた女性の21.4%が交際相手からの暴力、いわゆるデートDVを受けています。以下はその例：

携帯電話の着信履歴やメールを

チェックする



一方的に相手のプライバシーに入り込み、相手の人間関係を制限するのは暴力です。

無理やり性的な行為をする



恋人同士でも、相手が嫌がっているのに無理やりセックスをするとは暴力です。

「ばか」などと、傷つく呼び方を

をする



相手を傷つける言葉は暴力です。

いつもおごらせる



交際相手の気持ちを考えず、いつもお金を払わせることも暴力になります。

自分の予定を優先させないと無視

したり、不機嫌になったりする



相手の気持ちや都合を考えず、

自分と一緒にいることを相手に強

要するのは暴力です。

思いどおりにならないと、どなっ

たり責めたり脅したりする



相手を精神的に追い詰めて自分

に従わせようとするのは脅迫

という暴力の一種です。

デートDVはエスカレートすると、ストーカー行為や暴行・傷害につながるおそれもあります。デートDVを受けているときは、自分を責めたり、一人で解決しようとしたりしないで、配偶者暴力相談支援センターなどのお近くの相談窓口に早めに相談しましょう。

\*2013年6月の改正により、同居する交際相手による暴力についても「配偶者暴力防止法」が適用されますので、交際相手と同居している被害者なども、一時保護や保護命令などの支援を受けることができます。